

アルベルト・トゥンプ  
『現代ギリシャ民衆口語ハンドブック』  
ルイ・ルーセル『現代ギリシャ口語文学記述文法』  
K E M E 『現代ギリシャ語規範文法』

八木橋 正雄

いわゆる、「言語問題」は、現代ギリシア語の直面する、社会的階層、意識の底にある社会言語学上の問題でした。

書記言語は、民衆の口語を記録した庶民階級の民衆口語からなる口語文学を底基層とし、その上に1941年以降の大半の文学用語であった、「口語文学用語」が存在し、その上位に新聞・逐次刊行物で通常使用される報道用語があり、その上位に政府関係の行政用語たるいささか堅苦しい「行政語」があり、最上位にギリシアの法律用語、つまり成文法・判例の用語である「司法語」があり、教会語もこの最上位に位置するものです。

「法律を知らないという権利は無い」という諺のように、ギリシア人は、判例を読み、民法を読むためには、この最上位に位置する「カサレウサ」を知る必要があります。この事情は現代でも全く変わりません。つまりギリシアで公民権を行使し、生活する以上、如上の五層の用語の凡てに通ずる必要があります。これが、現代ギリシア語の社会言語学的な対象となります。我が国においてみましても、古語体で書かれた成文法は厳として残存し、法律学では通用しています。判例は口語に変わってまいりましたが、古典形式の統語法と語彙は存続しています。つまり、法律・行政・一般教養においては、カラマンリスの言語政策が効を奏したにも拘わらず、厳として必要最低限のものとなっております。

私は、外国人でこの言語の階層のうち、最下層の民衆口語に注目し、記録して、文典を出版した歴史に注目し、また、期を画するカラマンリスの大統領府が国民に配布した小冊子の文典に着目し、翻訳を行いました。

## 1. ハツィダキスによる一連の民衆口語の研究活動を継承し、民衆口語を規準にしたアルベルト・トゥンプ「現代ギリシャ民衆口語ハンドブック」(1895年初版発行)

19世紀の世紀末に初めて、この領域において、ギリシャにおいては、ヨルゴス・N・ハツィダキス(言語学上では残念ながら精彩を欠く)がおり、独逸においては、アルベルト・トゥンプ(Albert Thumb)が活動していたが、初めて現代においても揺るぐこと無い「参考図書」として実用に供しうるものが、ここで取り上げる「現代ギリシャ民衆口語ハンドブック(*Handbuch der neugriechischen Volkssprache*)」である。この文典は、口語の現実に対して厳格に論理的で数学的緻密さで考証し、かつ易しい独逸語で記述されている点で、先行する、ハツィダキスを凌駕し、明晰な洞察が得られるよう初学者にも充分な配慮が施されている。文語は一切排除され、古典学的な考慮はこれを斥け、充分な現代口語の言語感覚を養成できるよう配慮されている。音声学と正書法の狭間を明確化させ、古典語風の音韻を極力避け、いわゆる古典学者が陥りがちな音声学上での錯誤をさけられるよう、音声学上の類型によって、文法範疇を切り分け、体系的に記述した。形態論においては、古典学上の範疇論を踏まえて、現代語独特の形態は例外的なものとして補綴されている。ただし、共時的言語研究としての水準を維持し、古典語式の範疇を残存させながらも現代語の語形を統一的に記述している。注意すべきは、方言への配慮である。民衆的な方言の記述は、かえってカサレウサを援用した方が理解し易いからである。特定な方言に偏らず、一般的な記述を試みることで、この視点から、アテネ方言に偏らず、一般普遍的民衆口語を記述するために、カサレウサへの配慮が必須である。この書の特徴はこの視点にある。すなわち、方言は、それ自体の価値を有し、いわゆる「民衆語」とは似て非なるものであことを記述する。そのため、この文典では、テキストを添付し、各方言の例を挙げている。また、文典の本文中にも特定の地域における表層上での実現形を示唆して読者の喚起を促している。

現代語と古典語の関連についてもその要となる両言語間の内的連関の基礎を提示している。語彙形態素をその成り立ちに従って記述し、歴史的な正書法を顧慮しながらも、当時日常で使用されている綴字法を記録し、可能性と自由度を記述している。私の訳に使用したのは、第2版(1910年版)であり同版は何度も再版され現在でも容易に入手可能。

## 2. 音声学上での民衆口語文典の金字塔、ルイ・ルーセル「現代ギリシャ口語記述文法」

1922年に、アテネのフランス高等研究機関 (Institut Supérieure d'Études Françaises) の教授 (大学 Agrégé) であったルイ・ルーセル (Louis Roussel) が、パリで、ボカール (Boccard) 出版社から出版した文典で、その当時の口語として収集できる限りの民衆口語の文献から、一定の音声上・統語上・語彙上・文法上の規則性を纏めたもの (原題は *Grammaire Descriptive du Roméique Littéraire*)。今世紀初頭のギリシャ語民衆口語の貴重な記録であり、俗語と口語を音声学上で正確に表記して収集した上で、全く過去における古典語式範疇論にとらわれず、しかしながら共時言語学上で論理的に分析し、纏めた音声・音韻学上において歴史的な貴重な記録ともなっている。

記述は努めて音声学上の記録を優先し、音韻記述において類書を見ない。ギリシャ民衆口語の通時の研究には不可欠な文献。現在ではやや古い音声上での実現を音韻論から言及し、音声学上での文法範疇を優先し、音韻構造から文法構造 (なお文法的形態素も音声記号のみで記入されている) に迫った迫力ある文典。言語語彙統計学を駆使し、当時のアテネのギリシャ人の口語を往時の文献 (巻末に出典が明示されている)、当時の著名な口語文学 (コスティス・パラマス等) の文学作品をもとに抽出し、その統計資料を基に言語の音韻実現の方向と、実態、文法範疇の変更がどのような音声学上の実現で生ずるかを検証し、音声上の実現を文法範疇の変更と文法形態素の音韻上の視点から検証し、音韻学・音声学的アプローチが、文典においても、いかに重要な要素であるかを認識させる好書である。

特に中・受動態は、"Voix II (第二態)"として、客観的に記述され、過去における伝統的文法用語に拘泥していない等、革新的な記述が随所に見られ、ほとんどすべての語彙に音声記号が付与もしくは、語彙それ自体が音声記号のみで記入されており、正書法に全くとらわれていない点においても、革新的な文法書である。ギリシャ語の例に挙げられた各文章は、洗練された往時の民衆の息吹きが伝わり、また該語と説明も明快で簡潔、ギリシャ民衆口語の音声上の実態を容易に把握できる、類の無い音声学上においても、現代ギリシャ民衆口語通時研究上においても不可欠な文典といえよう。

(なお、八木橋は1981年に「現代ギリシャ語の発音と綴字」として縮訳した。)

### 3. 現代ギリシャ語の歴史に残る初めての全国民向け規範口語文法書「現代ギリシャ語規範文法」(KEME編)

1974年7月、軍事政権体制が崩壊し、コンスタンディノス・カラマンリスが復職し首相になり文民政治が回復(いわゆる「メタポリテフシ Μεταπολίτευση」)すると、言語民主化も実現される土台ができた。この文典はその政策の一環として、文教政策再編(従来の規範言語としてのカサレウサの使用から、規範言語をデモティキへ変更する政策で、行政をはじめ文教上においても従前のカサレウサの排除と、口語を規範化する政策)のため、ミハイル・スタシノープロス元大統領を委員長に加えた文部省の教育・研究・研修センター(Κέντρο Εκπαιδευτικών Μελετών και Επιμόρφωσης, KEME)が、1976年1月27日付の文部省による口語化政策の省令に則り、同年に編集して、国民に配布したものである。

マノリス・トリアンダフィリディス(Μανόλης Τριανταφυλλίδης)の文典は人口に膾炙された1941年刊の「口語現代ギリシャ語文法(Νεοελληνική γραμματική της δημοτικής)」が著名であるが、その文法書は、ゲオルギオス・パパンドレウ首相の時代である1964年に公教育に初めて採用され、正しくは、その年を口語が公教育に初めて採用された年といえるが、基本的には初等・中等教育における口語採用に止まって、行政・司法・文教用語としては依然文語が維持され続けていた。

このトリアンダフィリディスの文法書のダイジェスト版は、1965年以降文部省で初等教育の現場で使用され、1975年に改訂され、その改訂版と初版(1965年版)を基礎に、本文典「現代ギリシャ語規範文法(Νεοελληνική γραμματική, αναπροσαρμογή της Μικρής Νεοελληνικής Γραμματικής του Μανόλη Τριανταφυλλίδη)」(1976年初版)が成立した。

この文典は成立の経緯でも分かる通り、全ギリシャ国民を対象とし、非常に分かり易く書かれてる規範文法書で、特に動詞の活用については、実際の活語の実態よりも規範形が記入されているため、記述主義の言語学者からは、規範文法にありがちな「規範づけ」が多いとして批判されたもので、A. Τζάρτζανος, *Νεοελληνική Σύνταξις* (1953年初版)とは対蹠的な文法書であるものの、口語を規範化するという文教政策上の意図に適ったもので、記述文法書では無い。しかし、適所に口語の概ね平均的な形態素の表示法、記述法、正書法が記されており、この文法書の発行以降の文典の大半は概ねよきも悪しきも、この記述法、

文法形態素の正書法上での規範を隷属的に踏襲しているのが実状である。

したがって、この文典で示された形態素の分類法、そして特に文法形態素の正書法上の地位は確固として規範の地位を有し、以降の文典の規範力、既判力を有するため、ギリシャ政府の志向する規範文法としての口語文法の意図は達成されたということができよう。

翻訳者は、音節境界の表示法の指示規則、前接語の定義、変異、語境界における語頭音消失、語末音消失、派生場、語基に先行する接頭辞による派生、屈折、態の概念規定、基底上の態と表層上の態（動作主と主語と目的語の文中での位置関係を弁別するもので、どのように何に、いかなる行為を及ぼすか、主語がどのような文法上の関係に置かれるかを、深層若しくは根底にある表意上の、動詞、主語、目的語間の文法関係を基底上の態と呼ぶ）、他動詞の定義等に、非常に伝統的な文法用語と定義が施されてなるにつき、加筆、修正の要ありと判断さざるを得なかった。

しかしながら、本文典は 252 頁の小冊子ながら、現代ギリシャ語の深い洞察に満ちており、ギリシャの文法学者が伝統的に使用してきた文法用語とその定義が簡潔明快に記されており、この文典一冊で、現代ギリシャにおける文法形態素の規範と、その文法規則の運用が的確に把握できる数少ない希有の貴重書と言えよう。そして、ギリシャ人がいかに自国語を愛し、誇りとしているかも行間から窺うことができるのである。